

「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」アンケート調査票

(付:単純集計結果)

「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」 アンケート調査票

「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」へのご協力をお願い

日ごろ、県行政にご理解とご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。
少子高齢化が進む中、全ての人々が生き生きと暮らすためには、多様な生き方が選択でき、職場・家庭・地域で男女が共に参画することができる社会づくりが重要な課題となっています。
そのため、本県では、平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法の趣旨、理念を踏まえ、平成14年3月に新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例を制定、平成25年7月には「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、総合的な施策の推進を図ってきたところです。
このたび、平成29年度からを計画年度とする、次期男女共同参画計画を策定するため、「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」を実施することといたしました。
この調査は、株式会社ITスクエアに委託し、県内にお住いの満20歳以上の方々の中から、無作為に抽出された2,000人の方を対象に実施するもので、このたびあなた様にご協力をお願いすることになりました。
なお、ご回答いただいた内容は、すべてコンピューターにより一括処理を行い、統計的な集計・分析だけに用いられますので、個人の回答がそのまま発表されたり、個人名が出たりすることはありません。
また、本調査は、行政上の基礎資料として活用することを目的としていますので、この目的以外に使用することはありません。
お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただきまして、ご協力の程お願い申し上げます。

平成27年8月
新潟県県民生活・環境部長

- この調査票及び返信用封筒には、
お名前を記入する必要はありません。
- 調査票のご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒でご返送ください。
回答期限 **8月31日(月)まで** にご投函ください。

[お問合せ先]

新潟県県民生活・環境部 男女平等社会推進課(事業推進係)
住所: 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
電話: 025-280-5142(直通)

*プライバシーの保護には万全の注意を払っております。

ご記入に際してのお願い

1. この調査は、個人を対象にしておりますので、あなた（あて名の方）ご自身の判断で記入してください。
2. ご記入は、えんぴつ又は黒のボールペンでお願い致します。
3. 回答は、調査票の答えの中から**あてはまる番号を○で囲んでください。**
また、全員にお答えいただくものと、該当される方のみにお答えいただくものがあります。
「その他」に○をつけた場合は、なるべく具体的に内容をご記入ください。

◇ ア～ケの質問は、アンケートにお答えいただいた内容を統計的に分析するためにおたずねするものですので、ご協力をお願いします。

ア あなたの性別をお知らせください。

(○は1つ)

(53.1) 1. 女性

(46.2) 2. 男性

イ あなたの満年齢(平成27年4月1日現在)をお知らせください。

(○は1つ)

(6.8) 1. 20～29歳

(9.6) 2. 30～39歳

(12.5) 3. 40～49歳

(16.9) 4. 50～59歳

(23.7) 5. 60～69歳

(29.8) 6. 70歳以上

ウ あなたのお住まいの地域をお知らせください。

(○は1つ)

(9.6) 1. 下越地域(新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村)

(35.8) 2. 新潟地域(新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町)

(30.8) 3. 中越地域(長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、
弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村)

(7.4) 4. 魚沼地域(十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町)

(12.6) 5. 上越地域(糸魚川市、妙高市、上越市)

(3.1) 6. 佐渡地域(佐渡市)

- エ あなたのご職業をお知らせください。
(複数の職業をお持ちの方は、主となるものを一つだけお選びください)
(○は1つ)

- | | |
|---------|---|
| (5. 5) | 1. 農林漁業(農業、林業、漁業)の自営者、家族従事者 |
| (6. 0) | 2. 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理店など)の自営者、家族従事者 |
| (2. 4) | 3. 自由業(開業医、弁護士、芸術家、宗教家など)の自営者・家族従事者 |
| (3. 7) | 4. 会社、団体などの経営者・役員・理事 |
| (2. 9) | 5. 会社、団体、官公庁の管理職(課長級以上) |
| (15. 2) | 6. 事務職・専門技術職(事務職員、技術者、教員など) |
| (11. 7) | 7. 技能・労務職(営業職員、技能工、販売店員、外交員など) |
| (10. 0) | 8. パート |
| (1. 2) | 9. アルバイト・フリーター |
| (12. 8) | 10. 家事従事者(いわゆる専業主婦・主夫) |
| (25. 3) | 11. 無職 |
| (0. 9) | 12. 学生 |
| (1. 7) | 13. その他(具体的に) |

- オ あなたは結婚していらっしゃいますか？
(○は1つ)

- | | | | | |
|---------|----------------------|---|-----------|-----------|
| (74. 5) | 1. 結婚している(同棲、事実婚を含む) | → | カへお進みください | |
| (11. 4) | 2. 結婚したが、離別・死別した | } | → | キへお進みください |
| (13. 6) | 3. 結婚していない | | | |

《オで「1. 結婚している」と答えた方におたずねします》

- カ あなたは共働きですか？ それとも夫婦どちらか一方が働いているご家庭ですか？
(○は1つ)

- | | |
|---------|--------------------------|
| (47. 9) | 1. 共働きしている(パートタイムなどを含む) |
| (15. 1) | 2. 夫のみが働いている |
| (3. 9) | 3. 妻のみが働いている |
| (30. 6) | 4. 夫婦とも働いていない(退職した場合を含む) |
| (1. 1) | 5. その他() |

《オで「2. 結婚したが、離別・死別した」または「3. 結婚していない」と答えた方におたずねします》

キ あなたにはお子さんがいらっしゃいますか？

(○は1つ)

(16.0)	1. いない	→	ケへお進みください
(5.8)	2. 1人	}	→
(21.7)	3. 2人		
(10.0)	4. 3人		
(0.5)	5. 4人		
(0.0)	6. 5人以上		

《キでお子さんが「いる」と答えた方におたずねします》

ク あなたのお子さんは、次のどれにあてはまりますか？

全てのお子さんについてお答えください。

(あてはまるもの全てに○)

(1.6)	1. 1歳未満
(3.4)	2. 1歳以上3歳未満
(4.2)	3. 3歳以上小学校入学前
(7.4)	4. 小学生
(5.3)	5. 中学生
(9.3)	6. 高校・大学・大学院生(専門学校、高専、短大を含む)
(33.6)	7. 学校を終えた未婚の子ども
(60.3)	8. 学校を終えた既婚の子ども

ケ あなたが現在生活しているご家庭の状況は、次のうちどれにあてはまりますか？

(○は1つ)

(7.8)	1. 単身(一人暮らし)
(24.4)	2. 夫婦のみ
(42.1)	3. 親と子(2世代)
(17.4)	4. 祖父母と親と子(3世代)
(2.8)	5. その他()

■ 目指す社会の実現についてお聞きします。

- 問1 新潟県では、「第2次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」を策定し、「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現」を目指しています。
あなたは、このような社会を実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか？
(特に重要だと思うものを3つまで選び○)

(14.0)	1. 法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること
(25.5)	2. 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること
(16.9)	3. 女性自身が経済力をつけたり、積極的に知識・技能の向上を図ったりすること
(44.0)	4. 女性が出産しても働き続けることへの理解が進むこと
(28.8)	5. 男性の家事・育児参加への理解が進むこと
(15.7)	6. 小さいときから家族や学校で男女平等について教えること
(49.5)	7. 育児・介護を支援する施設やサービスの充実を図ること
(16.6)	8. 職場において性別による待遇(配置や昇進など)の差をなくすこと
(6.6)	9. 政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
(30.7)	10. 労働時間の短縮やフレックスタイム制、在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しが進むこと
(2.5)	11. その他(具体的に)
(4.4)	12. わからない

■ 男女の地位の平等についてお聞きします。

- 問2 男女の地位の平等について、次のア～キの状況ごとにあなたのお考えに一番近いものをお選びください。
(それぞれ1つずつ○)

	男性の方が優遇されている	平等である	女性の方が優遇されている	どちらとも言えない
ア 家庭の中で	(33.4)	(38.7)	(4.1)	(18.5)
イ 職場の中で	(40.9)	(23.6)	(4.0)	(20.9)
ウ 社会慣習(しきたり)について	(58.4)	(12.5)	(1.8)	(19.6)
エ 法律や制度の面で	(28.8)	(26.5)	(4.4)	(31.7)
オ 政治経済活動の場で	(52.7)	(18.0)	(1.0)	(20.4)
カ 学校教育の場で	(6.8)	(57.8)	(2.5)	(24.6)
キ 地域社会の中で	(38.1)	(24.8)	(2.7)	(27.6)

■ 男女の結婚、家庭、人生観などについてお聞きます。

問3 家庭や結婚などに対する考え方について、次のア～カの考えごとに、あなたのお考えに一番近いものをお選びください。
(それぞれ1つずつ○)

		賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対
ア	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	(8.0)	(41.8)	(28.7)	(16.8)
イ	夫も平等に家事を負担すべきである	(34.7)	(47.2)	(13.1)	(0.8)
ウ	子どもが小さいときには母親が子育てに専念すべきである	(27.2)	(45.6)	(16.2)	(6.9)
エ	女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである	(19.6)	(46.0)	(22.1)	(7.9)
オ	結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくてもどちらでもよい	(30.0)	(25.3)	(28.4)	(12.4)
カ	結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	(19.9)	(24.0)	(37.0)	(14.3)

問4 あなたの家庭では、次のア～オの家事等を主にどなたが担当していますか？
(それぞれ1つずつ○)

		自分	配偶者	自分と配偶者が同程度	夫婦以外の家族	ホームヘルパーなどの外部サービス	家族全員	該当なし
ア	掃除	(40.6)	(21.3)	(16.8)	(6.2)	(0.1)	(10.2)	(1.7)
イ	洗濯	(42.3)	(30.1)	(8.5)	(7.4)	(0.1)	(6.4)	(1.7)
ウ	食事のしたくや後かたづけ	(40.0)	(25.4)	(11.8)	(7.8)	(0.0)	(9.8)	(2.2)
エ	育児	(15.1)	(13.6)	(10.6)	(2.8)	(0.0)	(6.1)	(40.8)
オ	介護	(9.5)	(7.9)	(6.5)	(1.7)	(1.8)	(4.1)	(57.4)

問5 仕事と家庭生活や地域活動のバランスについて、あなたの「理想」に一番近いものはどれですか？
また、「現実」に一番近いものはどれですか？
(それぞれ1つずつ○)

		家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念する	家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させる	家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる	仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させる	仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念する	わからない
ア	理想	(3.3)	(19.3)	(49.0)	(12.0)	(4.7)	(8.4)
イ	現実	(17.8)	(41.0)	(12.1)	(6.5)	(4.5)	(13.2)

■ 慣行・地域活動についてお聞きます。

問6 次のア～キの慣行・地域活動などについて、あなたがお住まいの地域では、男性と女性のどちらが担当することが多いですか？
また、ア～キの慣行・地域活動などについて、男性と女性のどちらが担当した方がよいと思えますか？
「どちらが担当することが多いか」及び「どちらが担当した方がよいか」、ア～キのそれぞれについて、選択肢の中から1つ選び○を付けてください。
(それぞれ1つずつ○)

	(1) どちらが担当することが多いか						(2) どちらが担当した方がよいか						
	男性が多い	性がどちらかといえ ば男	男女同じぐらい	性がどちらかといえ ば女	女性が多い	わからない	男性がよい	性がどちらかといえ ば男	男女同じぐらい	性がどちらかといえ ば女	女性 がよい	わ か ら な い	
ア	結婚披露宴で家を代表して挨拶する人	(83.3)	(8.8)	(0.6)	(0.1)	(0.2)	(4.0)	(34.4)	(27.2)	(25.4)	(0.4)	(0.2)	(6.5)
イ	自治会長や町内会長	(83.1)	(7.4)	(1.4)	(0.4)	(0.2)	(2.7)	(29.2)	(28.1)	(29.0)	(0.8)	(0.3)	(6.4)
ウ	地域の会合や活動などでお茶出しをする人	(3.0)	(2.9)	(10.3)	(27.0)	(44.0)	(9.1)	(1.1)	(0.9)	(45.8)	(26.7)	(12.1)	(6.7)
エ	家を代表する署名・寄付金の名義人	(81.1)	(8.4)	(2.6)	(0.2)	(0.7)	(3.4)	(36.4)	(21.4)	(27.7)	(0.3)	(0.1)	(7.4)
オ	PTA会長	(57.9)	(15.3)	(6.3)	(0.9)	(1.6)	(12.8)	(18.2)	(14.9)	(46.9)	(1.3)	(0.9)	(10.7)
カ	PTA会合への出席者	(7.5)	(4.3)	(11.9)	(25.2)	(28.9)	(16.3)	(3.3)	(2.7)	(67.3)	(6.0)	(2.4)	(11.2)
キ	地域の防災組織や活動に参加する人	(42.4)	(23.3)	(15.8)	(2.6)	(2.8)	(9.4)	(14.6)	(17.7)	(53.7)	(0.4)	(0.4)	(6.9)

■ 政策・方針決定過程への女性の参画についてお聞きします。

問7 次あげる職業や役職のうち、あなたが今後女性をもっと増える方がよいと思うのはどれですか？
(当てはまるもの全てに○)

- | | |
|--------|---------------------------|
| (30.6) | 1. 都道府県、市区町村の首長 |
| (44.9) | 2. 国、都道府県、市区町村議員 |
| (31.0) | 3. 国家公務員、地方公務員の管理職(教員を除く) |
| (26.5) | 4. 学長・学校長 |
| (26.7) | 5. 裁判官、検察官、弁護士 |
| (48.4) | 6. 医師 |
| (14.6) | 7. 大学教授 |
| (18.5) | 8. 国連などの国際機関の管理職 |
| (31.0) | 9. 企業の管理職 |
| (27.1) | 10. 起業家・経営者 |
| (18.4) | 11. 労働組合の幹部 |
| (14.2) | 12. 農協の役員 |
| (17.6) | 13. 新聞・放送の記者 |
| (21.8) | 14. 自治会長、町内会長等 |
| (19.2) | 15. 特にない |

問8 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすうえで障害となるものは何だと思いますか？
(当てはまるもの全てに○)

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| (29.1) | 1. 現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと |
| (33.2) | 2. 女性自身がリーダーになることを希望しないこと |
| (31.2) | 3. 上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと |
| (39.5) | 4. 長時間労働の改善が十分ではないこと |
| (25.3) | 5. 企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること |
| (54.9) | 6. 保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと |
| (50.0) | 7. 保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと |
| (1.7) | 8. その他() |
| (3.8) | 9. 特にない |
| (8.0) | 10. わからない |

■ 男女の職業生活についてお聞きします。

問9 男性が、仕事以外の生活も重視した働き方を選択することについて、あなたが受け入れられるものはどれですか？
(当てはまるもの全てに○)

- | | |
|--------|--|
| (55.8) | 1. 育児・介護のために仕事を休む(休暇の取得など) |
| (38.1) | 2. リフレッシュのために仕事を休む(休暇の取得など) |
| (41.8) | 3. 育児・介護のために1日の就業時間を短くする(短時間勤務制度の活用など) |
| (37.5) | 4. 仕事と育児・介護を両立するため、仕事の負担を軽減してもらう |
| (5.8) | 5. 仕事と育児・介護を両立するため、賃金が下がっても、転職する |
| (4.0) | 6. 育児・介護のためにいったん離職する |
| (15.6) | 7. 主夫として、家事・育児・介護を行う |
| (1.0) | 8. その他() |
| (7.0) | 9. 特にない |
| (9.4) | 10. わからない |

問10 あなたは、現在の社会は「女性」及び「男性」にとって働きやすい環境にあると思いますか？
(それぞれについて、○は1つずつ)

		働きやすい	働きにくい	わからない
ア	女性にとって	(11.6)	(49.4)	(33.9)
イ	男性にとって	(33.8)	(26.0)	(34.0)

問11 働きやすい環境をつくるには、どのようなことが必要だと思いますか？
「女性」、「男性」のそれぞれについてお答えください。
(女性、男性のそれぞれについて当てはまるもの全てに○)

	(1) 「女性」に とって働き やすい環 境をつくる ために必 要だと思 うこと	(2) 「男性」に とって働き やすい環 境をつくる ために必 要だと思 うこと
1. 働く場を増やす	(59.1)	(47.1)
2. 就職情報や紹介などの相談機関を充実させる	(31.0)	(29.1)
3. 能力発揮の機会を増やす	(34.7)	(33.8)
4. 技能習得のための訓練施設を充実させる	(27.8)	(33.2)
5. 昇進・給与等に男女の差別的取扱いをなくす	(50.1)	(25.5)
6. 妊娠や出産によって不利益をうけることをなくす	(64.6)	
7. 育児・介護休業取得によって不利益をうけることをなくす	(59.7)	(39.9)
8. 育児休業制度を取得しやすい職場環境を整える	(58.0)	(41.8)
9. 介護休業制度を取得しやすい職場環境を整える	(54.0)	(47.1)
10. 結婚、出産、育児、介護のために退職した人の再雇用制度を充実させる	(57.1)	
11. 再就職をめざす人の研修の場を増やす	(33.1)	(35.2)
12. 育児・介護休業中の経済的支援を充実させる	(48.8)	(37.1)
13. 1日の労働時間を減らす	(34.1)	(27.2)
14. フレックスタイム制や在宅勤務など柔軟な働き方を普及させる	(37.2)	(33.2)
15. 保育施設を充実させる	(56.5)	(25.8)
16. 介護施設を充実させる	(52.6)	(41.2)
17. 女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力が深まる	(41.9)	(18.8)
18. 男性が家事・育児をすることに対する家族や周囲の理解と協力が深まる	(30.8)	(36.9)
19. 女性自身の自覚・意欲を高める	(34.9)	(8.6)
20. 男性の男女共同参画意識を高める	(23.8)	(26.9)
21. 経営者・管理職の男女共同参画意識を高める	(28.1)	(22.7)
22. 男は仕事、女は家庭といった性別による固定的な役割分担意識を持つ人が減る	(39.7)	(30.3)
23. その他()	(0.6)	(0.6)
24. 特にない	(0.7)	(0.7)
25. わからない	(3.1)	(4.1)

■ 男女の人権についてお聞きします。

問12 あなたは、配偶者や恋人から次のようなことをされた場合、暴力に当たると思いますか？
また、これまでに、配偶者や恋人から次のようなことをされたことがありますか？
(それぞれについて、当てはまるもの全てに○)

「結婚している」または「結婚したが、離別・死別した」に該当する方は配偶者からの行為について、「結婚はしていない」に該当する方は恋人からの行為についてお答えください。
※「結婚」には、同棲、事実婚を含みます。

	(1) 暴力にあ たると思 う行為	(2) 行為を受 けた経験 (当てはま る方は問 13へ)
1. 平手で打つ	(68.2)	(4.9)
2. 足でける	(70.9)	(4.6)
3. 身体を傷つける可能性のあるものでなぐる・投げつける	(71.8)	(2.8)
4. 刃物などをつきつけておどす	(71.9)	(0.4)
5. なぐるふりをしておどす	(49.3)	(2.0)
6. 大声でどなる	(47.4)	(12.2)
7. 長時間無視し続ける	(39.7)	(7.3)
8. 交友関係や電話を細かく監視する	(37.1)	(2.3)
9. 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う	(50.2)	(3.4)
10. 性的な行為を強要する	(52.9)	(2.5)
11. 無理に、ポルノビデオやポルノ雑誌等を見せる	(40.8)	(0.4)
12. 避妊に協力しない	(42.5)	(1.0)



《問12の(2)「行為を受けた経験」のうち、1つでも○をつけた方におたずねします。》

問13 あなたが配偶者や恋人から受けたそのような行為に、過去2年以内のものがありますか？
(○は1つ)

(30.5)	1. 過去2年以内のものがある
(61.6)	2. 過去2年以内のものはない

≪問14以降は、再び全ての方におたずねします。≫

問14 あなたは、配偶者や恋人からの暴力に関する無料相談窓口のうち、どの窓口をご存知ですか？
(○はいくつでも)

- | | |
|--------|-------------------------------|
| (6.1) | 1. 県配偶者暴力相談支援センター(県女性福祉相談所) |
| (6.1) | 2. 市配偶者暴力相談支援センター(新潟市、長岡市が設置) |
| (20.7) | 3. 市町村窓口 |
| (9.3) | 4. 民間の被害者支援団体(NPO法人等) |
| (42.9) | 5. 警察署の相談窓口(最寄の警察署) |
| (0.3) | 6. その他() |
| (35.7) | 7. 知らない |

■ 法制度等についてお聞きします。

問15 あなたは、次にあげるア～シの法律や用語などについてご存知ですか？
(それぞれ1つずつ○)

	内容まで知っている	聞いたことがある	知らない
ア 女子差別撤廃条約	(1.8)	(25.9)	(60.5)
イ 男女共同参画社会基本法	(5.6)	(43.6)	(40.2)
ウ 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	(1.6)	(18.8)	(67.0)
エ 新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)	(2.5)	(27.8)	(58.0)
オ 新潟県男女平等推進相談室	(1.2)	(17.3)	(68.5)
カ 公益財団法人 新潟県女性財団	(1.1)	(11.9)	(73.7)
キ 男女共同参画社会	(5.6)	(39.2)	(43.6)
ク ワーク・ライフ・バランス	(7.0)	(21.0)	(59.1)
ケ ジェンダー	(6.5)	(16.9)	(63.5)
コ ポジティブ・アクション	(1.5)	(11.8)	(73.2)
サ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	(0.5)	(3.0)	(82.9)
シ ハッピー・パートナー企業	(1.8)	(12.5)	(72.5)

■ 県の取組についてお聞きます。

- 問16 新潟県では、平成14年3月に「男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、様々な施策を実施しています。
あなたは、今後県がどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか？
(特に重要だと思うものを3つまで選び○)

- (26.5) 1. 男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発活動の充実
- (12.1) 2. 男性への意識啓発
- (6.3) 3. 女性への意識啓発
- (24.9) 4. 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
- (12.8) 5. 学校等における男女平等教育の深化
- (8.9) 6. 男女平等意識を高めるための生涯にわたる学習機会の充実
- (20.7) 7. 女性に対するあらゆる暴力(ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメント)の根絶
- (6.2) 8. 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援
- (5.0) 9. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (8.1) 10. 女性の能力開発への支援
- (1.9) 11. 国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画促進
- (19.9) 12. 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保
- (23.3) 13. 働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする就業環境の充実
- (1.9) 14. 農林水産業・商工業等自営業における経営参画・社会参画の推進
- (36.2) 15. 子育て支援の充実
- (16.9) 16. 高齢者・障害者の社会参画の支援
- (15.4) 17. 障害者等が安心して暮らせる介護体制の整備
- (5.7) 18. 家庭における男女共同参画の促進
- (3.7) 19. 地域や防災・災害復興等における男女共同参画の促進
- (1.9) 20. 男女共同参画に関連する相談窓口の充実
- (0.9) 21. その他()

